

豊能町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府と連携し、取り組んでまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府と連携し、本町に合う施策に取り組んでまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

雇用状況が厳しいところではありますが、商工会と連携し取り組んでまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

情報提供に努めてまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

国・大阪府の施策や関係機関と連携して、進めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

商工会と連携し、取り組んでまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本町では、公務員意識の改革及び公務員としての高度な倫理観の確立にむけ、平成19年度に倫理行動規範や内部通報制度を策定するとともに、職務遂行能力を高める様々な研修を実施しており、今後とも行政の社会的責任を果たせる体制づくりに努めてまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

現在、財政のプライマリーバランスでは本町は黒字であり健全といえますが、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等により、多額の財源が不足する極めて厳しい財政状況にありますので、持続可能な行財政基盤の確立にさらなる改革を推進してまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

豊中市・池田市・吹田市・箕面市・能勢町及び本町の4市2町が覚書を締結し、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を、豊能二次医療圏の病院群が協同連帯して当番日を決め確保する方式に参加する医療機関に対し補助金を交付し、救急傷病者の医療を確保しております。

また、子どもの休日夜間の急病についても豊能広域こども急病センターを設置し、豊中市・池

田市・吹田市・箕面市・能勢町及び本町の4市2町が協定を結び、当該施設の管理運営に要する経費を応分に負担し、小児の救急傷病の医療を確保しております。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

毎年、近隣市町村を含めた介護事業所を掲載したマップや、要介護・要支援認定の申請やサービスの概要を記載した「介護と福祉 地域のサービスマップ」を作成し全戸配布するとともに、本町の広報・ホームページ等により随時情報を発信しております。また、事業所連絡会やケアマネジャーの連絡会等を通して適正なサービス利用について啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター等が各種団体へ出前講座を行い、介護予防の理念について利用者への啓発に努めております。

苦情・相談体制については、介護相談員を介護サービス事業所や施設等に派遣し、利用者や家族からの相談・苦情に対応しております。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

毎月、相談業務に関わる様々な機関の職員で連絡会を開催し、機関間の連携を強化しております。また、地域包括支援センターの相談業務のPRについては、老人クラブや地区福祉委員会等への出前講座を行うなど積極的に実施しております。

支援事例については、フォーマルサービスだけでなくインフォーマルサービスの活用に向けて、地域の人材（民生委員やボランティア等）にも必要に応じ参加してもらい、幅広い人材による支援を実施しております。

地域包括支援センター運営協議会には、被保険者代表に委員として参加していただき意見をうかがっております。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

要請の趣旨の施策についてはこれまでも積極的に取り組んでおり、今後も引き続き高齢・退職

者が活動の場を広げられる諸施策を講じてまいります。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

本町における生活保護制度の認定及び運営については、大阪府池田子ども家庭センターが所管しております。本町では生活保護法に定められているとおり、要保護者発見の通報及び保護金品の交付を行っております。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I VやA I D Sについては、感染対策・予防にむけ大阪府や池田市医師会と連携し、啓発を図ってまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

平成19年4月1日より保育所の開所時間を午前7時30分から午前7時とし、早朝の延長を実施しました。また、地域での子育て支援やファミリーサポートセンターを発足しました。今後の子育て支援については、「豊能町すくすく子どもプラン（豊能町次世代育成支援行動計画）」に基づき、ニーズや本町財政状況を鑑み取り組んでまいります。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

本町の保育所はすべて公立で運営しております。保育士の経験は豊富であり、高い保育水準を

保っております。さらなる充実をめざし、効果が期待できる研修は少しでも多く受講するよう努めてまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

現在、町内4小学校のうち3小学校敷地内に留守家庭児童育成室を設置しております。残り1校の留守家庭児童育成室設置については、財政事情等により今後も行わない予定です。しかし、その1校の子どもが通う別の小学校の留守家庭児童育成室の定員については、平成20年4月から規則改正により拡充し、受け入れ態勢を充実させてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

放課後の学校施設の活用による子どもの居場所づくりについては、平成20年度に全小学校において「放課後元気広場」を開設する予定です。また、地域教育協議会はもとより各学校にて人材バンクを整備し、地域の教育力向上を図っております。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

従前より、町教育委員会としまして奨学資金貸与制度の適切な運用に努めており、また、大阪府育英奨学金制度や日本育英会の奨学金制度についても周知しております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害その

ものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

「人権ケースワーカー制度」につきましては、本町の人権相談事業（人権ケースワーク事業）受託先団体である「とよの人権地域協議会」会長が、平成19年度「大阪府人権擁護士講座」を受講し修了しているところです。今後は人権擁護士を核とし、さらに「豊能町人権行政基本方針」等に基づき、人権相談・救済システムの整備に努めてまいります。

人権啓発につきましては、平成19年度に「豊能町人権尊重のまちづくり条例」及び「豊能町人権行政基本方針」の具体化にむけ策定した「豊能町人権行政推進計画」により、本町の自治会や各種団体等が参画する住民レベルの人権啓発団体である「豊能町人権まちづくり協会」等と連携し、施策の推進に努めてまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本町が行うすべての施策に男女共同参画の視点を組み入れることを目標にし、全庁挙げて、また住民参加のもと、男女共同参画社会の実現にむけたシステムを構築していくために、平成17年3月に策定しました「男女共同参画プラン」に基づき事業を推進しております。このプランのなかで30%を目標に審議会等への女性委員の就任を推進しているところです。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

女性も男性もいきいきと個性や能力を発揮し、社会において対等な立場として男女共同参画社会づくりの実現をめざす施策を進めているところです。条例の制定につきましては、大阪府条例を尊重し、事業の展開を図りながら今後の研究課題として取り組んでまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこ

と。

(回答)

改正DV防止法や各種相談に対応できるように、人権擁護委員及び大阪府人権相談員による人権相談を行うとともに、大阪府や国などの関係機関との連絡を密にし、より一層相談体制の充実をめざします。また、チラシや広報紙などで広報することによって周知を図り、今後は相談員の適正な配置と研修にも努めてまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用によって労働生産性が上昇し、また育児期にある男女の長時間労働を是正、希望する者すべてが安心して育児休業を取得できるように、フォーラムやセミナー等を通して男性の育児休業率・仕事と生活の調和等の重要性を認識してもらえよう、より一層の啓発に努めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本町におきましても、本庁舎内と出先機関を対象とした「地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定しており、引き続き大阪府とも連携しつつ取り組んでまいります。

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド化の防止につきましては、公共施設の緑地保全を行いつつ、大阪府等の関係機関との連携を密にして取り組んでまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」につきましては、広報において周知・啓発を行っているところです。またアイドリングストップ運動についても、広報や担当部署において随時発行している「環境特集号」等で広く周知・啓発等を行ってまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本町では、ごみの分別を10種16分別としており、集団回収を含めたリサイクル率は20～25%を維持しております。今後、さらに住民への周知・啓発を行い、分別・資源化の徹底に取り組んでまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

野外焼却・野積み・不法投棄をはじめとする産業廃棄物の不適正処理につきましては、町内の巡回パトロールを行いその対策に努めており、今後とも大阪府及び警察署等の関係機関と対策強化に努めてまいります。また、不法投棄発生箇所においては、地権者と協力し再発防止看板の設置を行っているところであり、今後も積極的に取り組んでまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

大阪府では2月を生活排水対策推進月間と位置付け広く住民に周知することとしており、本町でも毎年広報等で周知・啓発を行っているところです。今後も、引き続き取り組んでまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

大阪府の指導・協力を得て、近隣市町（豊中市・池田市・箕面市・能勢町）とも連携し本町の防災対策（「地域防災計画」や食糧備蓄体制の点検・整備、地域住民なども参加した訓練実施）を進めてまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

小・中学校施設の耐震化については、今後とも計画的に進めてまいります。

9について独自要請

公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）にAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。あわせて、AEDの使用法を含めた救命講習に積極的に取り組むこと。

(回答)

本町では、平成6年度より「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を定め、地域住民に対する救命講習を実施しておりますが、現在ではAEDの取り扱いを含めた講習内容となっており、引き続き積極的な取り組みを実施してまいります。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

家庭菜園などとして利用するための方法等を、農家に対し情報提供してまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点か

ら、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車については、「春・秋全国交通安全運動」期間中はもとより、自治会・豊能警察署等とともに迷惑駐車追放合同パトロールを年間数回実施しており、少しずつではありますが違法駐車は減少傾向にあります。

今後も迷惑駐車解消にむけ、本町の実態把握に努めるとともに、啓発を粘り強く実施してまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本町におきましても、厳しい行財政運営という状況ではありますが、住みやすいまちづくりの施策推進について、町内関係部局等と調整を図りながら効果的な対策が実現できるよう取り組んでまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

歩道及び車道幅員に余裕がなく家屋が隣接しているため、自転車専用レーンの設置は困難です。また信号機設置については、最終的には大阪府公安委員会の判断となりますが、必要に応じて要望してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

レンタサイクルは道路交通渋滞の問題や環境問題を考慮する点では、有効な手段であると認識しております。しかし、本町では道路交通渋滞の問題等はほとんど発生しておりませんので、本事業を実施することは難しいと思われまます。ただし、環境問題におけるリサイクルの観点から「リサイクルフェア」を毎年実施しており、多くの自転車をリサイクル（リユース）することによって、「環境にやさしい」まちづくりに取り組んでおります。